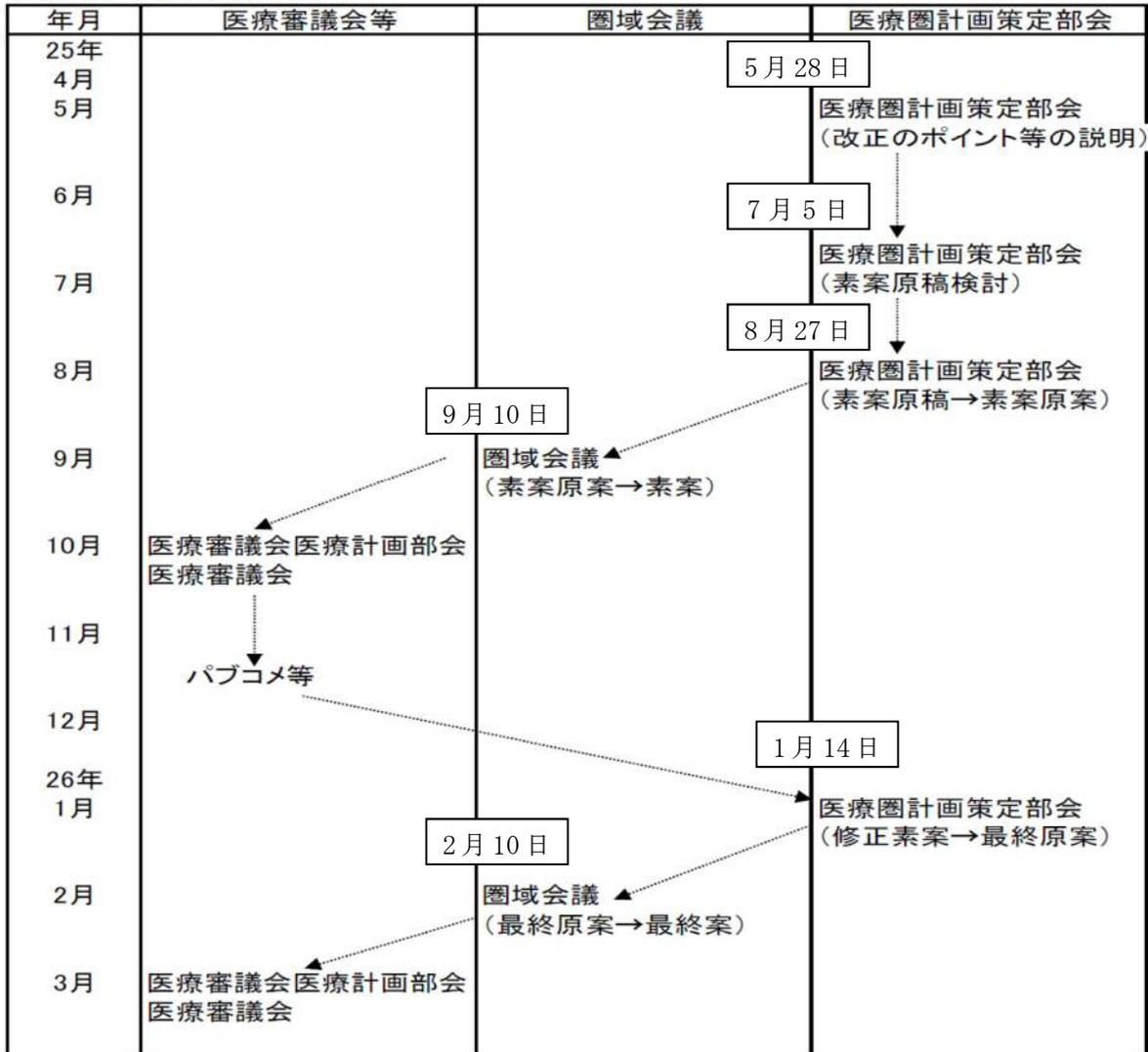


海部医療圏保健医療計画（最終原案）について

医療計画見直しスケジュール



【 素案からの主な修正点 】

救急医療対策	愛知県地域医療再生計画に基づき、地域医療再生基金事業として実施している医師派遣事業及び病床整備事業について追記
災害医療対策	「平常時における対策」の中に地域医療再生基金を活用し、災害拠点病院の機能強化を図っていることを追記
在宅医療対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療の推進及び在宅医療に関わる多職種間の連携強化のため、津島市が県のモデル事業として実施している「在宅医療連携拠点推進事業」について追記</li> <li>津島市民病院の「在宅医療支援病床」の設置について追記</li> </ul>

【 海部医療圏保健医療計画策定部会構成員 】

策定部会長：海部医師会谷本会長

部会構成員：地区三師会会長、3公的病院長、医療法人宝会理事長  
愛西市健康推進課長、津島市高齢介護課長

## 海部医療圏保健医療計画の見直しについて

### 1 経緯

平成24年3月に医療法第30条の3に基づき厚生労働大臣が定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」の改正が行われ、以下の点について新たに医療計画に盛り込むこととされた。

#### 【 主な改正内容 】

- ・精神疾患の医療連携体制に求められる機能の明示
- ・「災害医療等のあり方に関する検討会報告書」を踏まえた災害時の医療体制の見直し
- ・在宅医療の医療連携体制に求められる機能の明示
- ・5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る地域の医療提供体制の現状把握、課題抽出、目標設定、施策の明示、評価

これを受け、県では、平成23年3月に公示した愛知県地域保健医療計画（以下「県計画」という。）を見直し、平成25年3月に新たな県計画を公示した。県計画の見直しを受けて、「愛知県医療圏保健医療計画（平成23年3月策定）」の見直しを平成25年度中に行うこととなった。

### 2 見直しの方法

- (1) 海部医療圏保健医療計画策定部会の設置  
医療計画の見直しを検討するため策定部会を設置。  
策定部会は、県が示した医療圏計画見直しスケジュールにそって年4回開催。
- (2) 圏域保健医療福祉推進会議  
策定部会で検討した医療計画の「素案」及び「最終案」の検討を圏域保健医療福祉推進会議で行う。

### 3 海部医療圏保健医療計画の主な見直し内容

精神保健医療対策	「予防・アクセス」、「治療・回復・社会復帰」、「精神科救急」、「身体合併症」、「専門医療」、「うつ病」、「認知症」の医療機能ごとに現状と課題、それに対応した医療体制について
救急医療対策	厚生連海南病院が救命救急センターの指定を受けたことに伴う見直し
災害医療対策	・災害拠点病院の機能強化について ・災害医療コーディネート体制の構築について
在宅医療対策	医療福祉従事者が専門性を活かしながらチームとなって患者・家族を支援する体制の構築、関係機関の連携調整、地域包括ケアシステムの構築について